



〈撮影者：梶浦明裕弁護士 上空から望む富士山〉

昨年中は大変お世話になりました 今年もよろしくお願ひ申し上げます

新春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。皆様には、日頃より格別のお引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。当事務所では、月山鉄平弁護士、桑原健修弁護士の2名を新たに迎え、今年も益々精力的に活動していく所存です。今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本号では、取締役会に同席した弁護士が出席して発言をしたことなどから、取締役会決議の効力が争われた裁判例につきまして、堀田和宏弁護士が解説いたします。

また、近年著作権ビジネスと無関係な会社の著作権法違反が問題となっていること等を踏まえて、著作権法に違反しない正しい引用の方法を、笹浪雅義弁護士がご説明いたします。

そして、最近よくご相談を受ける消費者被害の事例について、岩田修弁護士がご紹介いたします。

取締役会への第三者の出席・発言について

弁護士 堀田 和宏



株主総会への立ち会いをし、事前準備から当日の運営のお手伝いするということは、弁護士の典型的な業務の一つとなります。また、会社の意思決定及び運営全般について、法的な観点からご助言を申し上げるということも同様に弁護士としての基本的な業務となっております。

さて、取締役会に同席した弁護士が出席して発言をしたことなどから、取締役会決議の効力が争われた事案についての裁判例がございましたので、こちらをご紹介します(東京高等裁判所令和元年(ネ)第3196号。令和元年12月5日判決。)

問題となった事案の会社では、経営陣の間に対立が生じており、代表取締役と対立する立場にいた取締役によって取締役会招集通知が発送され、新たに取締役としてA氏を選任するとともに、2名の現職取締役を解任することを目的とする臨時株主総会を開催することを議題として取締役会が招集・開催されています。

取締役会当日、取締役会の議長であった代表取締役は、対立する立場にいる取締役の一人から、A氏及び弁護士を取締役に同席させたいという申し出を受けましたが、取締役以外の者の同席は認められないとしてこれを断りました。この対応を受けたAは、代表取締役に対して議長を辞任するように求め、また、これに同調する取締役が現れるなどしたことから、代表取締役は、このような状況では取締役会は機能しないので閉会とすると宣言しました。

しかし、取締役らは、閉会は認められないとして、議長不信任と議長交代の動議を提出し、これが可決されたため、取締役会は他の取締役に議長を交代して続行されることとなりました。

新たに議長となった取締役は、取締役会にA氏及び弁護士を同席させて進行するとしましたことから、これを不服とした代表取締役は会議を退出しましたが、その他の取締役らで取締役会は続行されました。この際、取締役の一人から、取締役ではない弁護士が発言をすることは取締役の全員の同意がない限り控えるべきであるという意見が述べられたものの、議長は、自身が許可しているとして発言を続けさせました。

その後、取締役会では、代表取締役を代表から解職する決議がされたほか、席上でのA氏の発言を受けて、臨時株主総会へ上程する議案から取締役2名の解任の点を

除くことにし、A氏を取締役選任のみを内容とするという決議がされ、その後開催された臨時株主総会でA氏は取締役を選任されました。

かくして、代表を解職された代表取締役は、第三者が出席していたことを理由として取締役会決議とそれを前提とする臨時株主総会での決議の効力を争うとして、訴訟を提起しました。

まず、裁判所は、代表取締役がした閉会宣言については、A氏が出席しても正常な取締役会審議は困難ではなかったとして、これは議長の交代を回避し、または議題の審議を回避するための議長の権限を濫用したもので無効であるといあるといわざるをえないという判断をしました。

さらに、A氏及び弁護士の同席について、裁判所は、議長の交代後、一部の取締役が弁護士に発言を控えるよう述べたほかには異議が述べられたことはなく、出席していた取締役らのそれぞれの経営上の立場からして、A氏及び弁護士の同席や発言が議決に影響を与えたとは認められないとして、取締役会決議は無効とはいえないとしました。

なお、裁判所は、同席した弁護士は、取締役の発言の趣旨を確認したうえで議論を整理し、取締役からの質問に対して法的助言を行ったのであって、議長の履行補助者とみることができるとして、この弁護士の出席・発言により取締役会決議が無効となるものではないという判断を示しています。

この裁判例は、取締役会の議長による閉会宣言が議長権の濫用に当たると判断がされた点も参考となりますが、取締役以外の者が出席・発言をした場合の取締役会決議の効力について判断をしたケースとして注目されるようです。

一般的には、恣意的な運営を避けるため、取締役会の決議がある場合にのみ取締役以外の者の出席を認められる一方、議事録作成のための事務局、あるいは業務等の説明のために担当者である従業員などについては、取締役の補助者として取締役会の決議がなくとも取締役会に出席することができるという理解されています。

今回のケースでは、弁護士が議長の履行補助者としての立場で取締役会に出席し、また発言をするということであれば、取締役会決議の効力に影響を与えることは無いとの裁判所の見解が示されたものと理解されます。

もとより、弁護士の同席につき取締役会でのコンセンサスが得られている場合には本ケースのような問題も生じないところですので、議事の進行その他の手続が法令に沿った形で行われているかということをチェックすることだけでなく、上程された議案の内容について法的観点から確認することについても、弁護士をご活用されてはと存じます。

著作権法に違反していませんか？

— 引用と無断転載 —

弁護士 笹浪 雅義



「著作権といっても、当社は出版や音楽関係じゃないし、あまり関係ないかな？」とお考えかもしれませんが、近年むしろ著作権ビジネスと無関係な会社の著作権法違反が問題となっています。例えば、会社のホームページの中の文章やトピックス、

チラシや公式ツイッターなどの一文が引用を超えた無断転載となっている可能性があります。

YAHOO!などに載っていたニュースやweb上でみかけた面白いコラムの一文、他のホームページのわかりやすい図などを自社のホームページなどに安易に載せると、後日著作権者から著作権法違反として、差止や損害賠償請求を受けることがあります。

ここで引用の要件について解説します。

①公表された著作物であること

②主従関係が明確であること

本文が10行位程度で引用が2ページというのは引用と認められない可能性があります。例えば、「正月といえば、先日、こんな面白い話をみつけました。」というリード文のあと、まるまる他の著作物を載せるような場合です。

③引用部分が他とハッキリと区別されていること及び④引用元が明記されていること

たとえば、以下**新聞令和3年1月7日朝刊社会面から引用「***」のようにきちんと引用元を明記し、引用部分を鍵括弧などで明確にすることが必要です。

⑤内容が改変されていないこと

引用するからには、勝手にまとめたり文章を変えたりすると「改変」という著作権法違反の行為に該当します。

一度、社内の広報担当の部署を中心に無断転載の文章や図がないかを洗い直し、営業部門等の部署にはパワーポイントのプレゼン資料に他社の図やイラスト等をそのまま使用していないか注意喚起する必要があるものと考えます。

最近の消費者被害

弁護士 岩田 修



前回に続いて、今回もいわゆる消費者被害と言われる事案のうち、最近よくご相談を受ける事案をご報告します。

一つ目は、インターネット上の広告において、「お試し価格500円!!」などと記載されている文言を見て、サプリメント食

品等の商品を申し込んだところ、商品とともに500円ではなく、継続的に購入することが前提の1万円や3万円という金額の請求書が届くというものです。実は、インターネット上の広告には、「お試し価格500円!!」との記載とは別の場所に「継続3か月購入が条件」などと言う文言が小さな文字で記載されていたのです。その後業者から執拗にショートメール等の費用がかからない

方法を利用して請求が来るようになり、消費者にすると、支払えない金額ではないので面倒だからと言って支払ってしまうことが多いようです。しかし、そもそも消費者は、500円だと思って1回分の商品を申し込んだのであり、継続して3か月購入するつもりで申し込んではいません。とすると、このような場合、3か月分の継続購入についての売買契約は成立しておらず、支払義務はないと考えられます。

もう一つは、いわゆる情報商材という「1か月で100万円を稼ぐ方法」等の宣伝文句でパソコンのソフト等を購入させ、実際は全く役に立たないソフトを売りつける商法です。このような商法の場合、勧誘文言に問題があったり、商品が代金と全く見合わない内容であったりすることが多く、売買契約の成立を否定することができる場合があります。

いずれの場合にしても、被害に遭った場合にはあきらめず、直ちに最寄りの消費者センターや弁護士にご相談下さい。

近況報告



弁護士 古川 史高

新型コロナウイルス感染拡大が一向に収まらず、毎日の感染者数の報道に一喜一憂する毎日。Withコロナと言われてもまだまだ不安だらけ。一日も早く「正常」といわれる日を望みたい。



弁護士 笹浪 雅義

インフルエンザに比べて犠牲者が少ないとはいえ、やはり未知の病は人々に不安を与えます。新しい年、新しい時代、新しい生活様式。新しい知恵でこの難局を乗り切りましょう。



弁護士 岩田 修

新型ウィルスの関係で飲む機会が減り体調がよくなるはずが、規則正しい生活のため、かえって身体が大きくなったことが冬のスーツを着て実感しました。皆様体調にお気を付けください。



弁護士 梶浦 明裕

昨年12月から開始した条例の違憲無効を求める憲法裁判で、某県から委任いただき応訴しています。日本の最高法規である憲法について学び直し、崇高さと奥深さを感じています。



弁護士 堀田 和宏

最近、ノートパソコンを持って出歩くと腰にくるようになったので、軽くて携帯性に優れるというタブレットを導入しました。テクノロジーに振り回されつつ習熟中です。



弁護士 工藤 杏平

世界共通の事情ですが、昨年は我々の業界もリモートによる会議や研修などが圧倒的に増えました。とても便利だと思っ一方、直接会って話をする(聞く)ことの大切さも感じました。心身の健康を第一に今年も頑張りますので、何卒よろしく願い致します。



弁護士 古郡 賢大

昨年はオンラインでの学生向け講義、交通事故賠償関連の書籍や建築関係の書籍について執筆の機会を持ちました。書くことや発信することについても力を入れていきたいと考えています。



客員弁護士 渥美 三奈子

11月の3連休のGoToTravelの予約を、コロナ感染拡大のため解約しました。この企画開始後即断できなかったのが、徒になりました。が、医師会の助言が大事！



新入所弁護士紹介

弁護士 桑原 健修

ご依頼者様のお悩みにつきまして、プロフェッショナルとして丁寧に取り組む、より良い未来を迎えるためのお手伝いができるよう研鑽を積んで参ります。宜しくお願い致します。



弁護士 伊豆 隆義

昨年は、1.亡き某弁護士から引き継ぎの案件が判決・確定! 2.数年来取り組んできた東証プロマーケット案件も上場件数増加中。3.原発賠償にもまだまだ取り組み中。よりよきリーガルサービスのため本年も挑戦続ける所存です。



弁護士 工藤 研

左下の岩田弁護士とは異なり、会食の機会が減ったものの、ジムにも行きにくくなり、マスクでランニングもする気にならず、規則正しい生活とは言えずに、結局体重増となっています。



弁護士 井崎 淳二

一昔前の精神論で「辛いときでも歯を食いしなれば」なんていうのがありましたが、辛いときには誰かに相談するのが一番です。常々、身近な相談窓口でありたいと思っています。



弁護士 近森 章宏

前回の事務所報で昨年改正された民事執行法の概要をご説明しましたところ、反響が大きかったです。債権回収に関わる部分が改正されておりますので、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。



弁護士 川原 奈緒子

新たな生活様式にも慣れてきましたが、「人に会えない」というのは、やはり寂しく思います。完全なる元通りは難しいですが、徐々に、通常生活に戻っていただけると切望する毎日です。



弁護士 新森 圭

共同で編集者を担当させていただいた「遺産分割実務マニュアル(第4版)」がまもなく刊行予定です。改訂により、ご相談の多い相続法改正に対応させることができました。



弁護士 室賀 祥護

昨年、法改正により罰則が強化された財産開示手続に正当な理由なく出頭しなかった男性が書類送検されたとの報道がありました。今後、債権回収の実行性が上がることが予想されます。



新入所弁護士紹介

弁護士 月山 鉄平

昨年12月に当事務所に入所し、弁護士としての第一歩を踏み出しました。皆様のお役に立てるよう全力で取り組みますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事務局便り

マスクをするのが当たり前になっているので、昔の写真を見ると「マスクしてない!」と逆に違和感を感じるようになってしまいました。いつまでこの生活が続くのか、、、1日でも早く以前の生活に戻ることを切に願っています。(Y.K.)